

耐火構造、準耐火構造、防火構造

建築物の防耐火性能を示す概念として、耐火構造、準耐火構造および防火構造という3種類の構造が定められている。これらの構造については、平成10（1998）年の法改正と平成12（2000）年の政令改正の際に、「性能規定化」の観点から統一的に整理された。ここでは、これらの構造等について横断的に眺めてみよう。

耐火性能、準耐火性能、防火性能

改正された建築基準法では、「耐火構造」とは、「壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、『耐火性能』に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」（法第2条第7号）とされ、そして、「そのなかで「耐火性能」に付いては、「通常の火災による延焼を抑制するための性能」とされる性能」（法第2条第7号の2）とされ、「準耐火性能」については、「通常の火災による延焼を抑制するための性能」とされた。

の間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能」とされている。

一方、「準耐火構造」については、「壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、『準耐火性能』に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」（法第2条第7号の2）とされ、「準耐火性能」については、「通常の火災による延焼を抑制するための性能」とされた。

以上のように、「耐火性能」は「火災による建築物の倒壊及び延焼防止」、「準耐火性能」は「火災による延焼の抑制」、「防火性能」は「周囲の火災による延焼の抑制」についての性能であることをそれぞれ明確にしたことが、平成10年の法改正の眼目である。

耐火構造に求められる性能

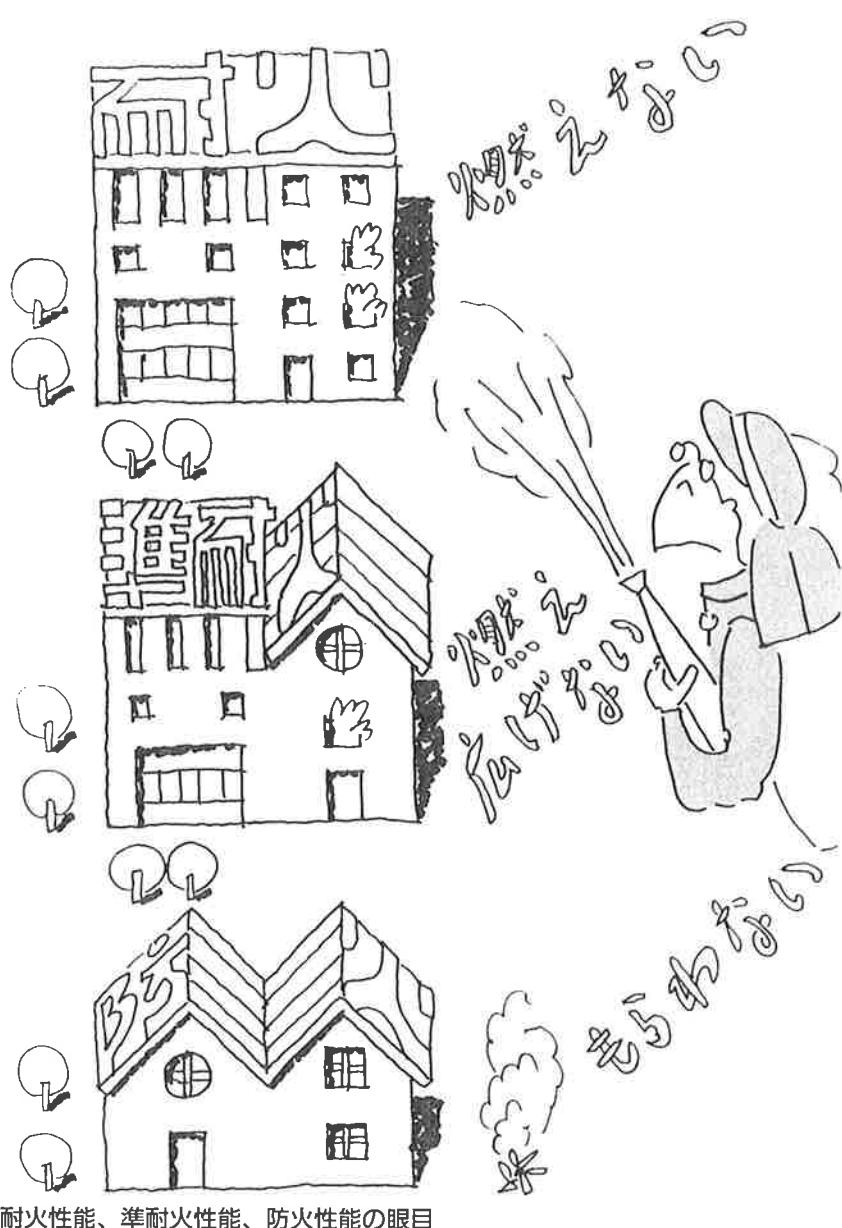
それでは、「耐火構造」に求められる「耐火性能」とは具体的にはどのような性能であろうか？

政令第107条第1号（耐火性能に関する技術的基準）を見ると、「火災による建築物の倒壊を防止するために必要な性能」については、通常の火災による火熱が一定時間加えられた場合に、「構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他

「耐火構造」に要求される「非損傷性」は、準耐火構造や防火構造に要求される性能とは別格である。というより、火災の損傷性」と言つてもよいであろう。

各部材は、火災によつて建築物が倒壊するような損傷を受けるようなものであつてはならない、といふわけであり、「非損傷性」と言つてもよいであろう。

建築物の各部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に耐えられる（建築物が倒壊するような損傷を生じない）時間については、その部分が存在する階に



耐火性能、準耐火性能、防火性能の眼目

よつて異なつており、その階よりも上にある階数（「最上階から数えた階数」と表現されている）が多いほど長い時間耐えることができなければならないこととされている。このあたりの基本的な考え方方は従来と同様である。

ちなみに、柱とはりについて見ると、高層ビルの場合は、下層階（最上階から数えた階数が15以上の階）は3時間以上通常の火災に耐える必要があるとされており、中間階（最上階から数えた階数が5～14の階）は2時間、高層階（最上階から数えた階数が2～4の階）は1時間、それぞれ耐えなければならないが、非耐力壁については特に定められていない。非耐力壁については、従前は間仕切り壁で2時間、外壁の延焼のおそれのある部分で1時間、それ以外の部分で30分の耐火性能が要求されていたので、今回の改正で規制緩和がなされたことになる。「非損傷性」は建物の倒壊防止にかかる性能だから、非耐力壁については関係ない、ということであろう。

壁と床については、高層階は1時間の非損傷性能が必要で柱やはりと同じだ

が、下層階は中間階と同様2時間でよいことになっている。「下層階にある柱とやはり3時間なのに耐力壁と床は2時間でよい」としているのは、「壁や床に損傷があつても、柱とはりが健全ならば倒壊は免れる」という考え方方に立っているからに違いない。

屋根については一律30分とされているが、火災になつて屋根が落ち、最上階の人や物に被害を与えるまでに30分以上の余裕を要求しているものと考えればよいのだろう。

また、階段については、従来、耐火性能を耐火時間で規定せず、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造などのように構造指定（仕様書的規定）であつたが、今回の改正で一律30分とされた。避難だけなら階段は30分も保てばよいとしても、消防隊の活動などを考慮すると、柱やはりと同程度の耐火性能が必要だとする考え方もあるかもしれない。しかしながら、階段については、階段室の防火区画や内装の不燃化が別に求められることになるため、2時間も3時間も高熱にさらされることはまずあり得ないことなど

を考えれば、30分というのは、まあ常識的な線ではなかろうか。

「耐火性能」のもう一つの性能である「火災による延焼を防止するために必要な性能」については、2種類あるとされている。

一つは、壁と床に求められる「遮熱性能」ともいうべき性能で、通常の火災による火熱が一定時間加えられた場合に、加熱された面と反対側で屋内に面する面の温度が、その面に接する可燃物を燃焼させるような温度（可燃物燃焼温度）にならないこと（同条第2号）が要求されており、基本的には1時間が要求性能であるが、外壁のうち延焼のおそれのある部分にない非耐力壁の部分については30分でよいこととされている。

もう一つは外壁と屋根に求められる「遮炎性能」ともいうべき性能で、屋内において発生する通常の火災による火熱が一定時間加えられた場合に、屋外に火炎を出すようなき裂等が生じないこと

（同条第3号）が要求されている。要求性能は、外壁については原則として1時間、外壁のうち延焼のおそれのある部分

にない非耐力壁の部分と屋根については30分間である。
この遮熱性能と遮炎性能の規定ぶりを見れば、なるほど延焼を防止する性能とはこういうものなのか、と改めて納得できるに違いない（表参照）。

準耐火構造の性能

「準耐火構造にかかる「非損傷性」は、火災により、「延焼の抑制」にとつて支障となる損傷が生じないような性能ということであり、耐力壁、柱、床、はりについては45分、軒裏以外の屋根と階段については30分の非損傷性能が要求されている（令第107条の2第1号）。このあたりの考え方は基本的には従来と同様だが、従来30～45分の耐火性能が要求されていた非耐力壁については規制がなくなつてている。

準耐火構造に必要な性能は、倒壊防止性能ではなく延焼抑制性能であるから、非耐力壁にも一定の耐火性能を要求して

表 耐火構造、準耐火構造、防火構造等の基準の性能比較

部 位	最上階からの階数	通常の火災（防火・準防火の場合は周囲において発生する通常の火災）						屋内において発生する通常の火災					
		構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない（非損傷性）	*「木3共」の基準	準耐火構造	防火構造	準防火構造	耐火構造	*「木3共」の基準	準耐火構造	防火構造	準防火構造	耐火構造	*「木3共」の基準
間仕切壁	(2)~4の階	1時間	1時間	45分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5~14の階	2時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外壁	15以上の階	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非耐力壁	(2)~4の階	1時間	45分	30分	**20分	—	—	—	—	—	—	—
壁外	5~14の階	2時間	1時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	15以上の階	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
柱	延焼のあそれのある部分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	それ以外の部分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
床	(2)~4の階	1時間	1時間	45分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5~14の階	2時間	3時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
はり	15以上の階	1時間	1時間	45分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)~4の階	2時間	2時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軒裏以外	5~14の階	2時間	1時間	45分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	15以上の階	3時間	(30分)	30分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
屋根裏	延焼のおそれのある部分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	それ以外の部分	30分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軒裏	外壁によつて小屋裏または天井裏と防火上有効に遮られているもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	階 段	30分	(30分)	30分	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* 「木3共」の基準：令15条の2の2の基準（3階部分を共同住宅等とすることができる準耐火建築物の基準）

** 耐力壁のうち延焼のおそれのある部分についてだけ適用

*** 法22条区城にある建築物の屋根は通常の火災による火災により、防火上有害な発炎、屋内に達する防火上有害なき裂その他の損傷を生じない（令109条の5）

もよいのではないかとも思うが、そうならないのは耐火構造とのバランスを考えたためであろうか。

準耐火構造にかかる「遮熱性」は、壁、床および軒裏に対して要求される性能で、基本的に45分間の遮熱性能が要求されている（同条第2号）。ただし、外壁のうち延焼のある部分にない非耐力壁の部分については30分でよいこととされている。

また、軒裏については複雑な規定ぶりになっているが、外壁によって小屋裏または天井裏と防火上有効に遮られている軒裏については遮熱性能は要求されず、それ以外のものについては、延焼のおそれのある部分になければ30分（延焼のある部分にあれば当然45分）が要求性能である。

準耐火構造のジャンルには、通常の「準耐火構造」のほかに、いわゆる「木造3階共同住宅等」（木3共）にかかる特別な性能が別途定められている。
建築基準法第27条第1項ただし書きでは、一般的には耐火建築物としなければならない3階建て以上の特殊建築物のうち、防火地域以外の区域にある3階建ての下宿、共同住宅や寄宿舎については、主要構造部の準耐火性能その他の性能について政令で定める技術的基準に適合すれば準耐火建築物とすることができるところである。このような準耐火建築物の共同住宅等が、いわゆる「木造3階共同住宅等」と言われているものである。

この技術的基準は政令第115条の2の2に定められており、準耐火性能について、準耐火構造などと同様に、非耐力壁についても延焼のある部分にあれば45分が要求されているが、延焼のおそれのある部分になければ30分でよいこととされている。また、屋根については一律30分の遮炎性能が要求され、床およびはりについて要求されており、基本的には1時間が要求性能である（令第115条の2の2第1項第1号イ）。

「非損傷性」については、耐力壁、柱、床およびはりについて要求されており、床およびはりについて要求されており、基本的には1時間が要求性能である（令第115条の2第2号で本条の軒裏も同様に、

よいこととされている。また、屋根については一律30分の遮炎性能が要求され、床およびはりについて要求されており、基本的には1時間が要求性能である（令第115条の2第3号）。

「木3共」に求められる準耐火性能

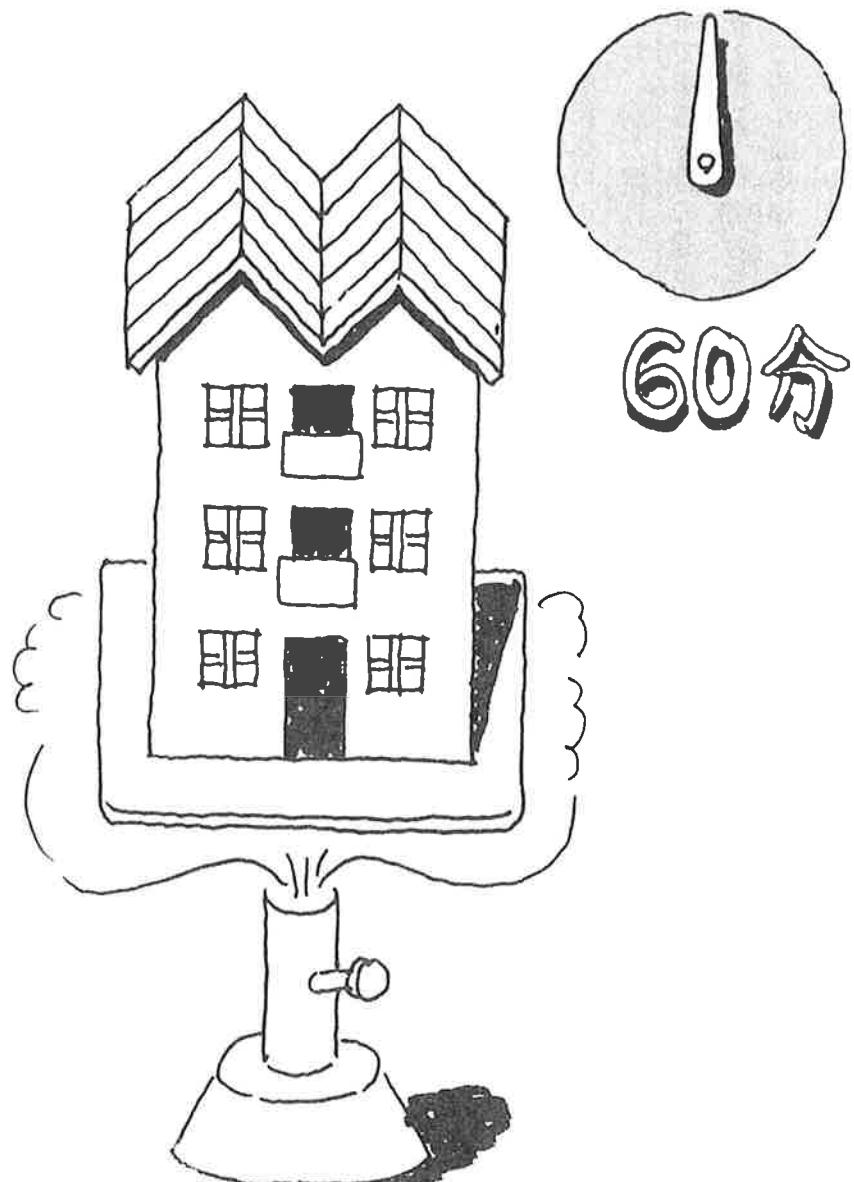
「非損傷性」については、耐力壁、柱、床およびはりについて要求されており、床およびはりについて要求されており、基本的には1時間が要求性能である（令第115条の2第2号で本条の軒裏も同様に、

「外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る」とされていふことに留意しなければならないのである。この規定があるため、「外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られている軒裏」については遮熱性能の要求はないことになり、それ以外の部分で

延焼のおそれのある部分にある軒裏だけが1時間の遮熱性能を要求されることになるのである。

こんな書き方を見て一度で間違えずに理解できる人などほとんどいないのではなかろうか。まったくわかりにくい書き方をしたものだと思う。

「遮炎性」については、外壁のうち耐力



木3共に求められる準耐火性能は基本的には1時間

壁の部分と延焼のおそれのある部分にある非耐力壁の部分について1時間の遮炎性能が要求されている（同号ハ）。屋根と延焼のおそれのある部分にない非耐力壁については、ここでは特段の定めがないが、準耐火構造であることから30分の遮炎性能が要求されることは、非損傷性和遮熱性と同様である。

以上のように、「木造3階共同住宅等」に求められる準耐火性能は、基本的には1時間であるといつてよいだろう。3階建て同士で比較すれば、耐火構造に求められる耐火性能も基本的には1時間であるから、その意味では同様である。違いがあるのは、屋根の軒裏に要求される性能で、非損傷性能については耐火構造には要求されるのに木3共には要求されない一方、遮熱性能については耐火構造には要求されないので木3共には要求される、というところである。

もつとも異なるのは、同じ1時間の非損傷性能であつても、耐火構造については「倒壊防止性能と延焼防止性能が1時間」であるのに、木3共については「延焼抑止性能が1時間」というところであ

り、この違いは、結局のところ試験方法に反映されることになるのだろう。

防火構造の性能

平成10（1998）年の改正で「防火構造」は、「建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制する」ための構造とされた。このため、耐火構造や準耐火構造のターゲットが「通常の火災」であるのに、防火構造の場合は非損傷性も遮熱性も「建築物の周囲において発生する通常の火災」に対する性能となっている。

防火構造の「非損傷性」は外壁のうち耐力壁に限定して要求されており、その要求性能は30分である（令第108条第1号）。

また、「遮熱性」は外壁と軒裏に要求され、やはり30分となっている（同条第2号）。

なお、建築物内部からの延焼防止を目的とする「遮炎性」が要求されていないのは当然であろう。

防火構造については、従来、壁、床、屋根および軒裏についての規定とされて

おり、その規定ぶりも「仕様書規定」であつたが、今回の改正で、「建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制すること」と性能が明確にされたことに伴い、対象となる部位が外壁と軒裏だけに限定された。

その意味では規制緩和になるのだが、「防火構造」が建築物内部に用いられることは定義上あり得なくなってしまったため、たとえば、従来長屋または共同住宅の界壁等に用いられてきた「防火構造」の壁については、概念そのものがおかしいということになってしまった。このため、この部分については苦しまぎれに（？）「準耐火構造の壁」が要求されており（令第114条）、結果的に規制強化となっている。

その具体的な性能は政令で定められており、外壁に「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱」が加えられた場合に、非損傷性能、遮熱性能、ともに20分とされている（令第109条の6）。この場合の非損傷性能が延焼のおそれのある部分にある耐力壁のみについての規定であることは法第23条と併せて読めば当然であるが、考えてみれば、同じように建築物周囲からの延焼抑制の性能が要求されている「防火構造」については、特に延焼のおそれのある部分に限定されていないので、こちらのほうがだいぶ緩和されていることになる。なお、準防火

準防火性能

法第22条に基づき特定行政庁が市街地について指定する区域（いわゆる「屋根不燃区域」）内にある「木造建築物等」は、「その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、『準防火性能』に関する政令で定める技術的基準に適合する土塗壁

その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない」（法第23条）とされている。この条文の基本的な考え方は従来と同様であるが、平成10（1998）年の改正で「準防火性能」という概念が新たに定義され、「建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能」とされた。

その具体的な性能は政令で定められており、外壁に「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱」が加えられた場合に、非損傷性能、遮熱性能、ともに20分とされている（令第109条の6）。この場合の非損傷性能が延焼のおそれのある部分にある耐力壁のみについての規定であることは法第23条と併せて読めば当然であるが、考えてみれば、同じように建築物周囲からの延焼抑制の性能が要求されている「防火構造」については、特に延焼のおそれのある部分に限定されていないので、こちらのほうがだいぶ緩和されていることになる。なお、準防火

性能には遮炎性能が含まれないことなどは、定義上当然であろう。



耐火構造>準耐火構造>防火構造

耐火構造の定義を見ると、「……技術的基準に適合する……構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」（法第2条第7号）となっている。この規定ぶりは、準耐火構造、防火構造だけなく木3共の基準や準防火性能についても同様である。

「国土交通大臣が定めた構造方法」はそれぞれの構造ごとに告示で示されており、要求性能ごと、部位ごとに、たとえば壁については「厚さが10cm以上の鉄筋コンクリート造」などと、仕様書規定期に列挙されている。一般的には、これらの告示に示されたとおりの構造方法を用いて建築されることになるのだろう。

これらの構造にかかる五つの告示は、

「不燃材料、準不燃材料、難燃材料」の告示と同様に、上位のレベルの構造が、常に下位のレベルの構造を包含する規定ぶりとなっている。すなわち、準防火性

大臣が定めた構造方法と大臣の認定

能に該当する構造方法を示す告示には防火構造が、防火構造の告示には準耐火構造が、準耐火構造の告示には木3共の告示には準耐火構造がそれを定められている。このため、従来「耐火構造又は準耐火構造としなければならない」などとしていたところを、「準耐火構造としなければならない」とすれば同じ意味になることになつた。

このあたりの考え方は、「不燃材料、準不燃材料、難燃材料」の場合と同様であり、「性能規定化」の大きなメリットのひとつだろう。

これらの告示に示されていない構造方法を、耐火構造、準耐火構造などのそれぞれの構造として用いたい場合には、法第68条の26に基づき、国土交通大臣に申請して認定を受けることになるが、そのシステムも不燃材料等と同様である（161頁参照）。

また従来、告示で示されていた試験方法が廃止され、指定性能評価機関等が独自に定める試験方法となつたことなども、不燃材料等と同様である。